

南九州市地区商工会合併協議会だより

《南九州市地区商工会合併協議会発行： 穎娃町商工会、 知覧町商工会、 川辺町商工会》
0993-36-0380 0993-83-2531 0993-56-0247

平成24年4月1日南九州市商工会誕生へ！

～懸案の本所は川辺に決定～



南九州市地区3商工会では、平成21年6月30日に第1回南九州市地区商工会合併協議会をスタートさせ、平成22年4月1日の合併を目標に4回の協議会を開催いたしました。本所問題、会費問題等で結論が出ず、平成22年度に継続協議となっていました。

平成22年度はまず、お互いの商工会を良く知ろうという目的で3商工会全役員による交流会を7月16日に知覧町で開催した他、3回の協議会を開催してまいりました。

第5回合併協議会（8月5日）

合併の時期、本年度の事業計画、収支予算について協議しました。「合併は避けては通れないが慎重に協議する必要がある」等の意見があり「合併時期を決めそれに向けて必要な協議を進める」との議決を行い、合併目標期日を平成24年4月1日と決定しました。

第6回合併協議会（10月19日）

新商工会の規程、一般事業・地域振興事業、会費徴収基準、手数料等徴収基準、本所の位置について協議しました。

一般事業・地域振興事業については地域的、歴史的特性に鑑み合併後も当分の間は支所において継続して実施していくことが決議されました。また会費徴収基準については、会費が上がる会員がいるため各商工会持ち帰って協議をしたいとの意見が出され継続協議となりました。本所位置については、協議した結果、川辺町とすることが決議されました。穎娃町・知覧町両商工会長とも「断腸の思いでの決定である。南九州市商工会設立のためには決断せざるを得ない」との話をされました。

第7回合併協議会（12月9日）

理事の定数、総代の定数、新商工会の規程、会費徴収基準について協議しました。

理事定数については、先の協議会で理事・総代の定数は少人数でいいのではないかとの意見をふまえ、理事は各支所6名、総代は40名との提案が行われ協議した結果、原案通り決定しました。

また、役員の数及び会費徴収基準については2、3ページに掲載のとおりです。



【 組織について 】

1. 理事の定数及び総代の定数

12月9日開催の第7回合併協議会で、再協議された事項です。

(1) 理事の定数

理事は各地区同数の6名ずつの理事と青年部・女性部2名を含めて20名とする。

役職名	地区名	定数
会 長	全地区から	1
副 会 長	全地区から	2
理 事	穎娃地区	6
	知覧地区	6
	川辺地区	6
	青年部・女性部	2
	(理事合計)	20
監 事	全地区から	2
合 計		25名

① 会長・副会長・監事は新商工会全地区から選出するが、副会長は会長以外の2地区（2支所管内）から選出される。

② 青年部・女性部を除く理事18名は、各支所同数とする。

③ 各支所での地区割り及び役員選出は、各支所に委ねる。

④ 地区理事の定数は、役員の任期に合わせて、3年毎に見直しをする。

(2) 総代の定数

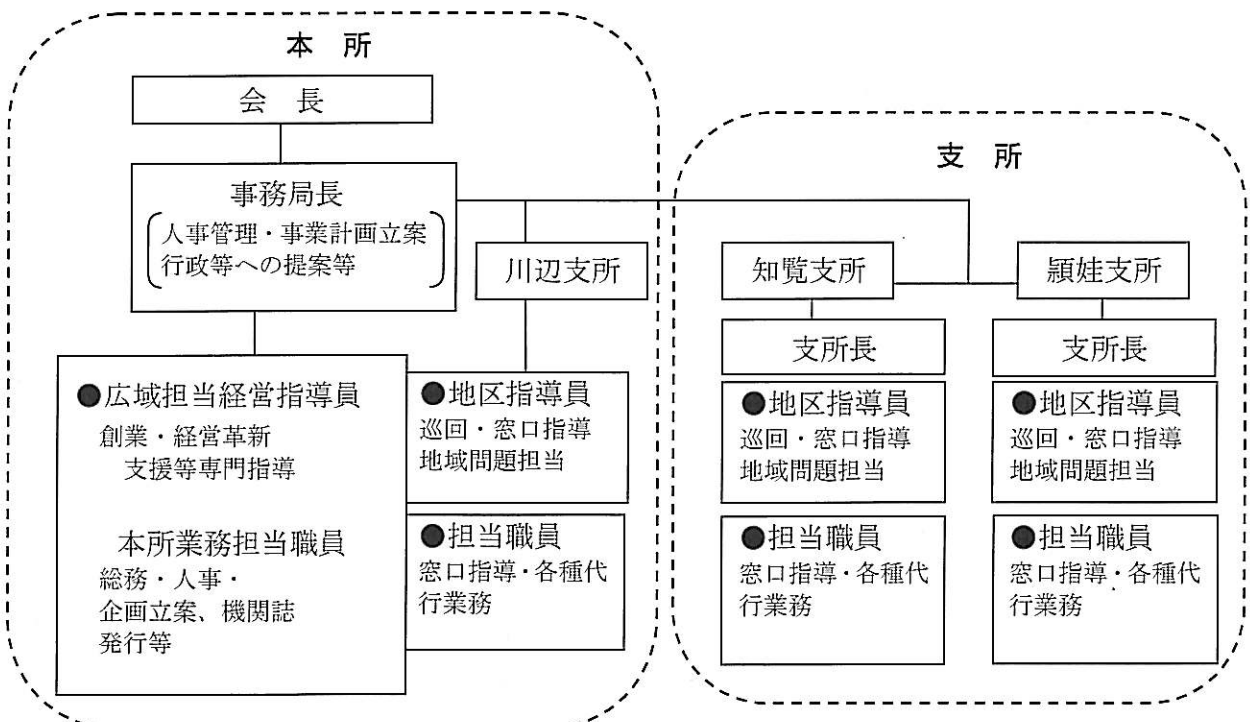
合併後の新商工会「南九州市商工会」は総代会制を採用する。総代数は120名とし、各地区40名ずつとする。また、総代の任期は役員と同じ3年とし、各地区の総代数は3年毎に見直すものとする。

2. 本所・支所の組織

(1) 本所・支所体制（組織図）

新商工会の組織及び事務局機構について、新商工会のあらゆる機能を効果的・効率的に発揮できる機構とするため、次のように定める。

新商工会モデル（本所・支所体制）



支所長は支所管理の責任者として経営指導員を充てる。

【 財政について 】

会費についても、本所同様かなりの時間を割いて協議しましたが、次のように決定しました。この内容で合併初年度から適用されます。

会費徴収基準

区 分		金額 (月額)	
普通 会 員	個 人	① 基本	700円
		② 軽減措置適用者 70歳以上で後継者がなく、本人申請があって、会費審査会(仮称)が認めた事業者	500円
	法 人	① 資本金 500万円以下	1,500円
		② 資本金 1,000万円以下	2,000円
		③ 資本金 5,000万円以下	3,000円
金融機関	④ 資本金 5,000万円超	5,000円以上	
定 款 会 員	青年部長・女性部長		1,000円
	相互会社、公社、中小企業等協同組合、青色申告会、法人会、スタンプ会、通り会、商店会、医師、公益法人 等		2,000円
	医療法人		3,000円
	信用金庫、労働金庫		5,000円
特 別 会 員	個 人		1,000円
	法 人		2,000円

【 事業について 】

事業には経営改善普及事業とイベント等の一般事業・地域振興事業があります。一般事業・地域振興事業には各商工会の歴史的な背景等があり、急には変更が難しい。そこで当面は引き続き各支所ごとに運営をしていくと決定。

項 目	基本的な考え方
① 事業の見直し	まず、各商工会で、事業の整理、見直しを行うことが第一。 ・ 合同で大きく開催できるもの ・ 縮小廃止の方向で考える事業等 (事業によっては、「費用対効果」の考え方を導入)
② 主催事業	当面は引き続き支所ごとに運営、実施をする。
③ 運営体制	事務局主導ではできなくなるので、会員・役員の自主的な運営体制をとることが大事。(実行委員会、奉賛会方式 等)
④ 補助事業	現在補助金がついている事業は、補助金動向によって見直しが必要。行政との連携を。
⑤ 商工会共催事業	主催団体との調整、協調。
⑥ 実施体制	各支所のイベントへの応援体制どうとるか。

南九州市商工会への合併スケジュール (予定)

年	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	24	24	24	24	24	24
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
会議の予定		正副会長会			通常総(代)会	合併協議会		合併協議会			臨時総会	設立委員会	設立委員会	設立委員会				新商工会総代会

合併協議会検討項目で決議された主な内容

【組織】

NO	協議項目	協議内容
1	合併の方式に関する事	・新設合併方式とし、現在の3商工会は解散する。
2	合併の時期に関する事	・平成24年4月1日を目標
3	商工会の名称に関する事	・南九州市商工会
4	事務所の所在地に関する事	・穎娃町商工会（支所）、知覧町商工会（支所）、川辺町商工会（本所）
5	事務局機構に関する事	・本所・支所体制及び人員配置について検討。 補助対象職員は、県連の配置計画に従うが、今後は確実に減となる。しかし、会員サービスを落とさないように職員の配置をする。
6	役員に関する事	・役員の定数及び選出方法（P2に記載、3年毎に見直す）
7	総会・総代会に関する事	・新商工会は総代会制とし、合併当初は各支所とも総代は40名ずつとする。計120名の総代で運営する。 ・任期は3年とし、各支所の総代定数は3年毎に見直す。
8	支部組織に関する事	・穎娃町商工会、知覧町商工会では現在支部組織があり、理事会の決定事項等について会員への周知や商工会事業の実施運営について必要な組織である。新商工会でも支部制を敷き活性化を図る。
9	部会・委員会に関する事	・業種別部会や商工会運営に係る委員会を設置する。 部 会 ①商業部会 ②観光・サービス部会 ③工業部会 ④建設部会 委員会 ①総務委員会 ②福利厚生委員会 ③共済推進委員会 ④会員加入推進委員会 ⑤金融委員会

【財政】

10	財産の取扱い 引当金等に関する事 施設整備に関する事	・合併商工会は解散する商工会の財産・債権債務について全てを包括的に継承する。 ・従って各商工会が所有している土地、建物、車輛備品等は全て合併商工会が継承する。
11	運営拠出金に関する事	・3商工会合計で、最低1500万円を目標とする。 ・各商工会の最低目標は別に定める。 ・年度末の流動資産、引当資産は全て合併商工会が継承する。
12	会費等基準の調整	・加入金は賦課しない ・会費基準はP3に記載のとおり

【事業】

13	経営改善普及事業に関する事	従来どおり、巡回指導、窓口指導を通して小規模補助金交付要綱に沿った事業を実施していく。
14	一般事業・地域振興事業	当面は引き続き支所ごとに実施する。（P3に記載）
15	受託事業に関する事	商工会が受託している事業は、経営改善普及事業や地域振興事業にも深く関わっており、今後も実施体制等を検討しながら実施していく。 労働保険、青色申告会、法人会、スタンプ会等
16	各種共済事業に関する事	自主財源確保の観点からも必要不可欠である。推進については委員会を通じ役職員一体となって取り組む。